

長野市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、職員の営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の許可を受けるべき地位)

第2条 法第38条第1項の規則で定める地位は、顧問、評議員及びこれらに準ずるものとする。

(許可の基準)

第3条 任命権者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、職員の営利企業への従事等（法第38条第1項に規定する役員若しくは前条に規定する地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することをいう。以下同じ。）を許可するものとする。

- (1) 職員が営利企業への従事等をしても職務の遂行に支障を来すおそれがないこと。
- (2) 職員が現に占めている職と当該営利企業への従事等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (3) その他法の精神に反しないと認められること。

(許可の取消し)

第4条 任命権者は、前条の規定による許可をした後において、当該許可の内容の変更その他の事由により、当該職員が同条各号に掲げる要件に該当しなくなつたと認める場合は、当該許可を取り消すものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。